

荒川下流部ゴミ対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、荒川下流部ゴミ対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、荒川下流部ゴミ対策アクションプランを円滑に推進するための調整を行うことを目的とする。

(協議事項等)

第3条 検討部会の協議事項は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げるものとする。

- 一. 荒川下流部ゴミ対策アクションプランの実施に関すること。
- 二. その目的のために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は別添に掲げる委員によって組織する。
2. 会長は、荒川下流河川事務所副所長とする。

(会議)

第5条 協議会は随時開催とし、会長がこれを招集する。また、委員からの要請があった場合には、随時開催する。
2. 会長は、協議会開催にあたり、必要に応じて別表に掲げる者以外の出席を求めることができる。
3. 委員がやむを得ない事由により欠席する場合は、その委員が所属する組織の中から代理人を定めることができる。なお、その場合は、その者を代理人とする委任状を会長に提出しなければならない。
4. 議決が必要な場合においては、出席した委員過半数以上の賛成をもって議決する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所管理課に置く。

(規約の改正)

第7条 協議会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、出席した委員全員の賛成をもって、これを行うことができる。

(雑則)

第8条 この規約に定めるものの他、必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

この規約は、平成25年5月16日より施行する。

平成25年7月30日改訂。

平成26年11月26日改訂。

平成27年12月7日改定

平成28年12月〇日改訂

荒川下流部ゴミ対策協議会 委員名簿

機関名	所属部署	役職
江東区	土木部 施設保全課	課長
江戸川区	土木部 水とみどりの課	課長
葛飾区	都市整備部 街づくり 調整課	課長
	都市整備部 公園課	課長
	教育委員会事務局 生涯スポーツ課	課長
墨田区	都市整備部 道路公園課	課長
	教育委員会事務局 スポーツ振興課	課長
足立区	都市建設部 企画調整課	課長
北区	土木 まちづくり部 道路公園課	課長
板橋区	土木部 みどりと公園課	課長
川口市	都市計画部 公園課	課長
戸田市	都市整備部 道路河川課 環境経済部 公園河川課	課長
国土交通省 荒川下流 河川事務所		副所長
	小名木川出張所	出張所長
	岩淵出張所	出張所長

荒川下流部ゴミ対策アクションプランⅡ

平成25年7月30日

荒川下流部ゴミ対策協議会

はじめに

荒川のゴミ問題を地域共有の問題として捉え、抜本的な対策を図るため「荒川下流部ゴミ対策アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）」を平成12年7月に策定し、市民・沿川市区・国土交通省が協働してこのアクションプランを実行してきました。

しかしながら、アクションプラン策定から10年以上が経過していることから、現状を踏まえアクションプランの見直しを行い、今後、荒川下流部ゴミ対策協議会として重点的に実施していく「荒川下流部ゴミ対策アクションプランⅡ」をとりまとめました。

荒川クリーンエイド

沿川の様々な市民団体、企業、河川利用団体等が参加して行う荒川クリーンエイドの活動を積極的に支援する。

事項	自治体	国土交通省
役割分担	【活動への参加】	【業務発注による支援】
	【一般ゴミの処分】 自治体主催以外も対象とする。	【活動への参加】 【粗大ゴミの処分】
	【活動の広報】	【活動の広報】
その他	特になし	

いつでも出来るゴミ拾い

個人やグループなど沿川住民による自発的かつ日常的な小規模清掃活動が、円滑に行えるよう条件を整備し支援する。

事項	自治体	国土交通省
	【仕組みの広報】	
	【ゴミ集積場所の設置】	【仕組みの広報】
役割分担	【ごみ袋の配布】	【ごみ袋の購入・配布】

ゴミの捨てにくい環境づくり

ゴミを捨てにくい環境づくりをソフトとハード
両面から実施する。

事項	自治体	国土交通省
役割分担	【ソフト面】 【ハード面】	【ソフト面】 【ハード面】
その他	・本プランは、各自治体及び国土交通省が個別に ゴミを捨てにくい環境づくりに取り組むこととする。	